

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では国際社会の取組と連動して男女共同参画に関する取組が進められてきました。人口減少・少子高齢化が急速に進む社会において、男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会<sup>(※)</sup>の実現に向けた取組は、近年さらに重要度が増してきています。

しかし、男女間の格差や性別による固定的役割分担意識等は、様々な場面においていまだに見られることがあります。また、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあることから、引き続き女性活躍の推進、働き方の見直し等、様々な取組を進めていく必要があります。持続可能な本町の未来のためにも、今後、あらゆる場面での女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>の考え方の浸透は大切な要素のひとつと考えられます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止や、性的マイノリティ<sup>(※)</sup>の人に対する配慮や理解等、多くの課題への対応が必要です。近年はコロナ禍により経済的な困窮状態に陥ったり、DVを受ける女性が表面化したりしたことから、女性に対する経済面での自立支援、暴力や虐待等に関する相談・支援の対応力強化も求められています。

このようなことから、本町では2011（平成23）年3月に男女共同参画社会基本法に基づき、「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV被害者支援計画を含む）」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

本町の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めるため、「第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

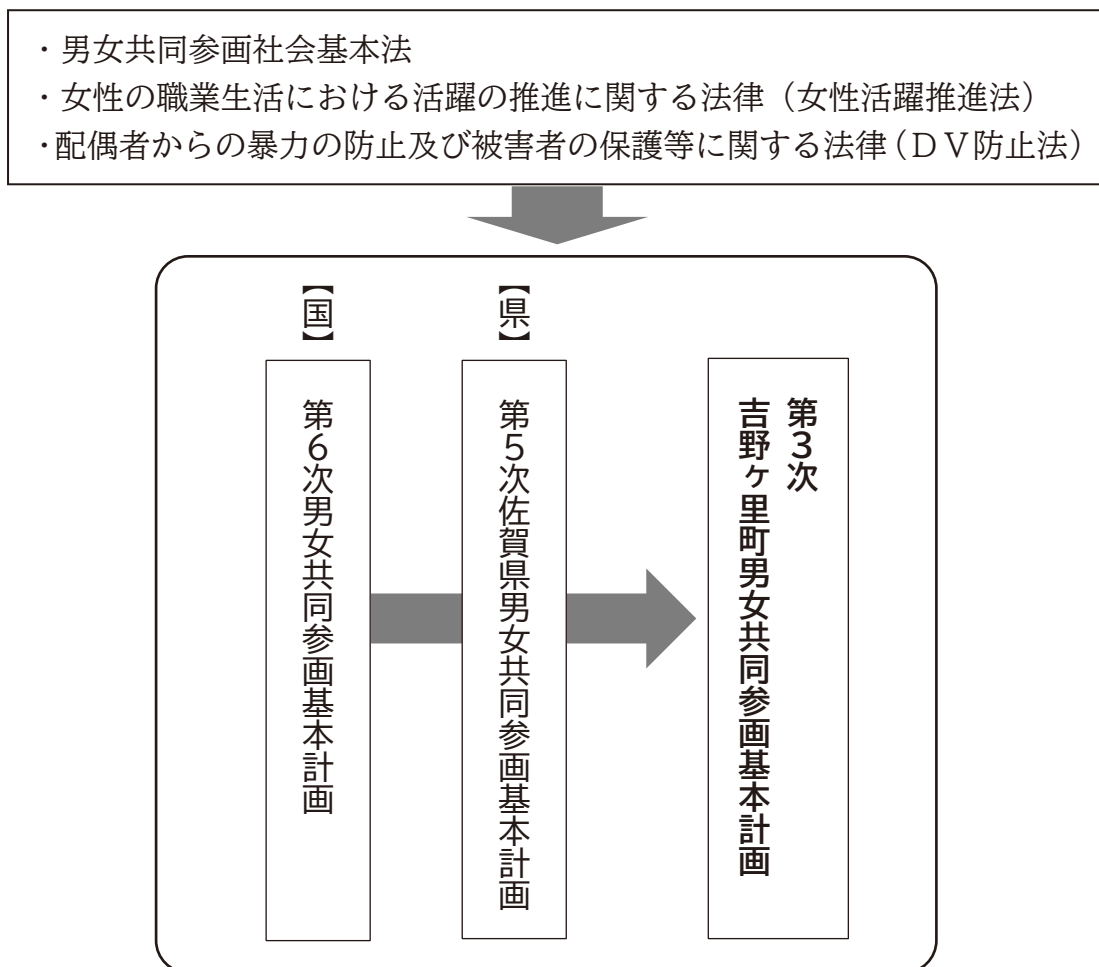
### ◆吉野ヶ里町の男女共同参画基本計画の経緯◆

計画名	計画期間
吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	2011（平成23）年度～2020（令和2）年度
第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 “さざんかプラン”	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 “さざんかプラン”	2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「男女共同参画基本計画」です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画を包含しています。

### 《第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画の位置づけ》



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間です。

## 4. 国際的な動向

国連が提唱した「国際婦人年」である1975（昭和50）年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和54）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行等、個人の意識改革も求められています。

1995（平成7）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成12）年には、ニューヨークにおいて「女性2000年会議（国連特別総会）」が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。2020（令和2）年に開催された「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」では、いかなる国もジェンダー<sup>(※)</sup>平等や女性と女児のエンパワーメント<sup>(※)</sup>を達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習等に対する危惧が示され、更なる取組の重要性が確認されました。

また、2015（平成27）年には国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて取り組んでいます。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、女性や女児に対する差別や暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることが求められています。

### 《本計画と特に関連が深いSDGs》



1. あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを行う
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
10. 国内及び各国家間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント<sup>(※)</sup>）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会<sup>(※)</sup>を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発の実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ<sup>(※)</sup>を活性化する

コラム ● 政治・経済活動分野でのジェンダー・ギャップ<sup>(※)</sup> ●

2025(令和7)年6月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」において、我が国は118位(148か国中)と非常に低い結果となっています。

毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移を見ても、我が国は、常に低い順位となっています。特に「経済活動」や「政治」の分野において男女の格差が大きいことから、男女共同参画において取り組むべき重要な課題と考えられます。

■ ジェンダー・ギャップ指数 ■

(148か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.798	0.990	0.960	0.954	0.926
フィンランド(2位)	0.815	1.000	0.971	0.728	0.879
ノルウェー(3位)	0.776	0.995	0.959	0.721	0.863
↓					
英国(4位)	0.744	1.000	0.965	0.643	0.838
↓					
米国(42位)	0.762	1.000	0.973	0.291	0.756
↓					
韓国(101位)	0.608	0.980	0.976	0.182	0.687
↓					
中国(103位)	0.726	0.935	0.947	0.135	0.686
↓					
日本(118位)	0.613	0.994	0.973	0.085	0.666

資料:The Global Gap Report 2025

上表から、日本は、特に「経済活動」や「政治」の分野で指数が低いことがわかります。

## 5. 国内の動向

1975(昭和50)年に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977(昭和52)年に女性行政関連施策の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。そして、1985(昭和60)年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を制定する等、国内法の整備が進められました。

1999(平成11)年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平成12)年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第2次~第4次と改定が進み、2020(令和2)年には第5次男女共同参画基本計画が策定されました。

分野毎での動きを見ていくと、労働分野では、1991(平成3)年に「育児休業<sup>(※)</sup>等に関する法律(育児休業法)」、2015(平成27)年8月には「女性活躍推進法」が、そして2018(平成30)年には多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するとして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する

法律（働き方改革関連法）」が制定され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されました。また、2019（令和元）年には「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画<sup>(※)</sup>の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化等が行われました。この間、「育児休業法」は度重なる改正が行われ、2021（令和3）年には「育児休業、介護休業<sup>(※)</sup>等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正により、希望に応じて性別等にかかわらず仕事と育児等を両立できるよう、出生時育児休業（産後パパ育休）制度等が盛り込まれました。また、2024（令和6）5月の同法改正（2025（令和7）年4月より段階的に施行）により、仕事と育児・介護を両立できるよう柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されました。

政治分野では、2018（平成30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

性犯罪や暴力に関する分野では、2001（平成13）年に「DV防止法」が施行され、2017（平成29）年には性犯罪に関する「刑法」の大幅改正により強姦罪が強制性交<sup>(※)</sup>等罪（2023（令和5）年改正により、現在は不同意性交等罪）へ改められ、監護者性交等罪が新設される等、犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、2019（令和元）年には、「DV防止法」の改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化するとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれること等が盛り込まれました。さらに、2023（令和5）年5月に「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等について、一部の規定を除き、2024（令和6）年4月から施行されました。

コロナ禍において表面化した課題への対応として、孤独・孤立対策や保護更生等の観点から複雑化・複合化した困難な問題を抱える女性への支援について、2022（令和4）年5月に「困難女性支援法」が制定され、2024（令和6）年4月に施行されました。

## ア. 国の男女共同参画基本計画

国の「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」は、新型コロナウイルス感染症拡大によって表面化した課題や、我が国のジェンダー・ギャップ指数の低さ、性別にとらわれない多様な人々の包摂等、様々な観点を考え、2020（令和2）年12月に閣議決定されました。

そして、新たな計画となる「第6次男女共同参画基本計画（以下「第6次計画」という。）」のため、2026（令和8）年3月に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が男女共同参画会議から内閣総理大臣に答申されました。この答申内容を受けて、第6次計画が策定される予定です。

## ◆第6次計画に掲げられる「目指すべき社会」

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

## ◆第6次計画における「基本的な視点」

男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものである。

## ◆第6次計画における「政策の柱」

- I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現
  - 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
  - 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
  - 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
  - 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
  - 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
  - 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
  - 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
  - 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
  - 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
  - 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
  - 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
  - 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

資料：「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」※令和8年3月

## イ. 女性活躍・男女共同参画の重点方針について

2025（令和7）年6月10日、内閣府男女共同参画局において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が決定されました。重点方針2025では、以下の5つの重点事項（Ⅰ～Ⅴ）等を定めています。

### ◆女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）

#### Ⅰ 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

- (1) 全国各地における女性の起業支援
- (2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり
- (3) 地域における人材確保・育成及び体制づくり
- (4) 地域における安心・安全の確保

#### Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- (1) 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
- (2) 仕事と育児・介護の両立の支援
- (3) 仕事と健康課題の両立の支援
- (4) 職場等におけるハラスメントの防止

#### Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

- (1) 企業における女性活躍の推進
- (2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進
- (3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進
- (4) 国際的な分野における女性活躍の推進等

#### Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

- (1) 配偶者等への暴力への対策の強化
- (2) 性犯罪・性暴力対策の強化
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
- (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援
- (6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

#### Ⅴ 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

- (1) 男女の性差に配慮した施策の推進
- (2) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

## 6. 佐賀県の動向

佐賀県は、2021（令和3）年に「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しながら、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていくことを目指しています。

### ◆第5次佐賀県男女共同参画基本計画の体系

※計画期間：2021（令和3）年度～2026（令和8）年度

基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女が個人として尊重される社会</li> <li>2. 社会における制度又は慣行についての配慮</li> <li>3. 政策等の立案及び決定への共同参画</li> <li>4. 家庭生活における活動と他の活動の両立</li> <li>5. 国際社会の動向を踏まえた取組</li> </ol>
------	---

基本的方向	重点目標
1 男女共同参画推進の基盤づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成</li> <li>(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成</li> </ol>
2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶</li> <li>(4) 生涯を通じた男女の健康支援</li> <li>(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備</li> <li>(6) 防災・復興における男女共同参画の推進</li> </ol>
3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革</li> <li>(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進</li> <li>(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり</li> </ol>